

# I 男女が互いに尊重し合える意識づくり

## 1. 市民参画による意識改革の推進

### (1) 男女共同参画意識の形成

- 1 男女共同参画意識の啓発と普及
- 2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しと意識改革

①広報など、市ホームページ、CATVなど市の広報手段は、「南砺市男女共同参画推進条例」や「南砺市男女共同参画推進プラン」の普及・啓発に努めるとともに、常に男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。

②男女共同参画の意識を高めるための講演会や市政出前講座などを開催します。 ③男女共同参画に関する資料の収集と市民への情報の提供に努めます。

④各種調査・統計における男女別情報提供の充実に努めます。

①生活のあらゆる場における男女の役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)については、男女が互いを尊重し合い対等な立場で自由な意思表示や意思決定ができるよう意識改革に努めます。

②自治会、PTA、公民館、各種団体等への積極的な活動参加を働きかけるとともに、女性の意見が地域活動に反映されるよう努めます。

### (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- 1 学校などにおける教育の推進
- 2 地域における学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

①学校教育全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女共同参画などに関する指導の充実を図ります。 ②幼児教育、学校教育、家庭教育関係職員(保健師・保育士・教職員等)を対象とした男女共同参画に関する課題を取入れた研修を開催するよう努めます。

①男女がともに積極的に生涯学習に取り組める体制づくりに努めるとともに、講座の中に男女共同参画のテーマを取り入れ、市民の意識の向上に努めます。

①男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性向けの実践的な研修や講座を開催します。

②男女の性別にとらわれないこと、子どもの個性を伸ばすよう努めます。

③家族愛を育みながら、子どもの頃から男女共同参画への理解を深める講座を開催します。

## 2. 男女の人権の尊重

### (1) 配偶者等からの暴力の防止

- 1 暴力を許さない社会づくりの推進
- 2 人権尊重の意識づくりの推進

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」について周知し、啓発活動を推進するとともに、男女の互いの人権尊重を呼びかけます。

②要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携により、子どもへの虐待の早期発見に努め、また、リーフレット等啓発資料を活用して児童虐待防止を呼びかけます。 ③健康相談や健康診査等を通じてのDVや虐待の発見に努めるとともに、被害者からの相談について、民生委員・児童委員や人権擁護委員等との連携を図り、人権侵害や暴力に関する被害防止や保護体制づくりに努めます。

①職場や学校におけるセクシャルハラスメントの防止とその啓発に努めます。 ②高齢者・障がい者・健康者のだれもが、ひとりの人間として尊重され、ともに同じように社会生活を営むことができるよう意識啓発に努めます。

# II 男女共同参画社会の環境づくり

## 1. 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

### (1) 政策・方針決定の場への参画推進と人材育成

- 1 審議会・委員会等への女性参画の推進
- 2 女性の登用促進
- 3 女性の能力発揮の支援

①各審議会において、男女の比率を考慮し、女性の積極的な登用を推進します。

①政策・方針決定において、女性の意見を広く反映するよう努めます。 ②市職員の女性管理職の登用を促進します。 ③女性管理職の能力開発を目指す研修機会を充実し支援します。 ④事業者が女性役員・管理職の登用に取組むよう啓発します。

①経営管理能力向上や技術習得などに向けた研修・情報提供を推進します。 ②農林水産業や商工自営業における女性の参画を推進します。 ③起業等を志す女性の育成に努めます。 ④地域活動における女性リーダーと女性団体グループの育成を促進し、交流ネットワークを支援します。

## 2. 住みよい環境づくりの推進

### (1) 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

- 1 子育て支援
- 2 高齢者の自立と介護者支援
- 3 障がい者・ひとり親家庭・外国人等の自立支援
- 4 ボランティア・NPO等の活動推進

①乳児保育・延長保育・一時保育・病後保育など多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。 ②子育て支援センターでの育児相談やファミリーサポートセンターの機能の充実、子育てに関する情報提供に努めます。 ③小学生(低学年)の放課後や夏休み等の長期学校休業日における居場所として放課後児童クラブを充実します。 ④地域社会における世代間交流の取組みを進めます。

①地域サロン事業や健康づくり事業を推進します。 ②高齢者が培ってきた技術や知識を生かした老人クラブ活動やボランティア活動、社会貢献活動に対して高齢者が自立できるよう支援します。

③高齢者の就労環境向上や雇用情報の提供を行い、シルバー人材センター等の関係機関を支援します。 ④高齢者の介護サービスや介護施設の状況の理解と普及に努め、介護相談及び介護教室を開催し、介護者の負担軽減に努めます。 ⑤在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を推進します。

①障がい者・ひとり親家庭等への自立支援の充実を図ります。 ②障がい者・ひとり親家庭の親の就業を促進するため、訓練や資格取得を支援します。 ③母子自立支援員による相談・助言活動の充実を図ります。 ④市民や市民団体の国際交流を推進します。 ⑤外国人のための公共サインの充実を図り、安心して生活が出来る環境づくりに努めます。

①ボランティアの普及啓発やボランティアに取り組む人材育成に努めます。 ②ボランティア・NPO活動等の促進に努めます。

### (2) 働く場における環境づくりの推進

- 1 職場における男女平等の確立
- 2 仕事と家庭の両立支援
- 3 女性のチャレンジ支援

①雇用の場における均等な機会の整備と待遇の向上を図ります。

①事業者及び市は、育児休暇、介護休暇、有給休暇の取得に対する理解と体制づくりに努め、働き続けやすい環境整備を図ります。

①女性の再就職、キャリアアップへの支援を充実します。

### (3) 安全・安心な環境づくりと防災体制の確立

- 1 環境問題への取組の推進
- 2 防災における男女共同参画の推進

①安全な環境や、その保全を次代につなぐために積極的に環境問題への取組みを推進します。

①女性の防災会議委員の意見を尊重するなど、男女共同参画の視点に立った避難所運営に努めます。 ②自主防災組織など地域に密着した活動に、男女で積極的に参画するよう努めます。

# III 男女の健康支援

## 1. 女性の健康支援

### (1) 生涯を通じた女性の健康対策の推進

- 1 女性の妊娠・出産期の健康対策の推進
- 2 女性の生涯の健康に対する支援の充実

①生理的な男女の違い、特に女性特有の身体的特徴に対して理解を深めるとともに、性感染症予防や妊娠・出産期の喫煙・飲酒などについて正しい知識の啓発に努めます。 ②母性保護と健康づくりに関する正しい知識の普及に努め、心身の健康問題について安心して相談できる体制づくりに努めます。 ③妊娠・出産等、変化の大きい女性の体や健康に関し、健診や保健指導・相談・医療などの保健医療対策の充実を図ります。 ④母性保護の観点としての対策について、市民、事業主へ必要な情報を提供し、普及啓発を図ります。

①乳児・妊産婦の医療費助成や健診の助成、妊産婦やその夫のための育児教室、訪問・相談事業等、母子保健事業を充実します。 ②女性のさまざまなライフステージ(人生の段階)に応じた健康について、検診や相談体制を充実します。

## 2. 男女の生涯にわたる健康支援

### (1) 男女の健康づくりの推進

- 1 乳幼児期から高齢期までの健康づくりの推進

①各ライフステージに応じた課題に対して、的確に自己管理を行うことができるよう健康診査・健康教育や予防事業(予防接種)の体制整備を行います。 ②社会システムの多様化・複雑化に伴うストレスに対する相談・精神衛生に関する啓発や、情報提供などを通して心の健康づくりを推進します。

# IV 男女共同参画社会を推進する体制づくり

## 1. 推進体制の促進

### (1) 推進体制の充実・強化

- 1 市の推進体制
- 2 男女共同参画推進員の活用
- 3 関係団体との連携

①男女共同参画推進審議会を年1回以上開催することとし、審議会から施策の実施状況に関する評価を受け、計画の見直し、変更・提言等を施策に反映します。

②施策に関して必要な調査・研究を行い、施策の円滑な推進に努めます。

①男女共同参画推進員は、地域活動に積極的に参画するとともに、他団体との連携を図りながら、地域リーダーとしての役割を果たすよう努めます。 ②男女共同参画推進員南砺市連絡会は、推進員相互の交流と連携を図りながら、研修機会の充実に努めます。

①女性団体等の自主的な取組みを尊重し、国・県・市などの関係団体との連携した取組みを進めることにより、男女共同参画社会づくりを進めます。